○建設業の許可に係る手続について



国土交通省

資料1-2(別添)

現在までの取組

- ▶ <u>国土交通大臣許可に係る許可申請書等</u>については、<u>都道府県を経由</u>して、国土交通省の出先機関である地方 整備局へ提出されているところ、本年5月に成立した第9次分権一括法により、これを<u>廃止</u>することとした。
- ▶ 本年6月に成立した建設業法等の一部を改正する法律において、事業承継についての規定を新設し、事業を 譲渡する際などに許可を取り直すことなく、シームレスに事業を引き継げることとした。

許可申請書等の簡素化等に係る検討における観点

▶ 建設業の許可等に係る行政手続コストの20%削減の目標を達成するにあたっては、建設業の許可制度が不良不適格業者の参入を防ぎ、建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発展に資するよう創設されたものであるところ、提出書類の簡素化により、不良不適格業者の参入が促進されたり、粗雑工事や公衆災害等が発生しないよう、提出書類をインターネット等の活用で代替することはできないか、そもそも書類に記載されている情報を取得する必要があるか、事後に必要に応じて情報を参照することで代替することが出来ないかという観点を踏まえて建設業の許可申請時等に提出を求めている書類の簡素化について検討を行った。

削減する許可申請書等

上記の観点で検討した結果、主に以下の書類を削減することとし、今年度中に省令等の改正を実施する。

例 · 国家資格者 · (現状)当初は技術者に係る情報を当該書類から取得する必要があったため、提出を求めている 監理技術者一覧表(今後)当該書類により取得していた情報を入手できるデータベースの整備が図られたこと等に

鑑み、取得すべき情報から除外

・営業所の地図 (現状)営業所一覧表(様式)に記載する住所における建物の確認等のために取得

(今後) 行政庁がインターネットの地図サイト等において確認(代替確認)

疑義がある場合には、立入検査などにより確認(事後確認)

・住民票 (現状)営業所専任技術者等の専任性を確認するための資料として取得

(今後)疑義がある場合には、立入検査などにより確認(事後確認)

		現在	削減枚数	簡素化後
申請書等平均枚数 (※許可の更新時に提出する 書類の平均枚数)	· · ·	150枚	76枚	74枚
		100%	50.6%=削減率	49.4%